

説明会資料

資料1 更生医療における事務取扱について

資料2 【Q&A】集

資料3 更生医療および同時申請フロー図

資料4 心臓機能障害に係る更生医療の事務取扱について

資料5 沖縄県身体障害者手帳・更生医療同時申請事務取扱要領

(平成29年12月20日制定)

平成30年 2月 6日(火)

沖縄県身体障害者更生相談所

更生医療における事務取扱について

第1 更生医療の対象について

1 対象者

18歳以上で、かつ身体障害者手帳にて下記の障害を有する者

2 対象となる障害

- (1) 視覚障害
- (2) 聴覚又は平衡機能障害
- (3) 音声・言語・そしゃく機能障害
- (4) 肢体不自由
- (5) 内臓の機能の障害（心臓、じん臓、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）

3 適用する医療の範囲

- (1) 「疾病」ではなく、固定された「障害」を対象とします。
- (2) 臨床症状が消退し、その障害が永続するものに限られます。
- (3) 医療を施すことによって改善または機能の維持が保たれる等、医療の効果が期待できるものに限られます。
- (4) 内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が取り除かれ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのもは除きます。

なお、心臓移植術後及びじん臓移植術後並びに肝臓移植術後の抗免疫療法、じん臓機能障害における人工透析療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、免疫機能障害における抗HIV療法については、更生医療の対象として取り扱います。

(参考)

○平成18年3月3日付け障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知
「自立支援医療費の支給認定について」

別紙1「自立支援医療費支給認定通則実施要綱」

別紙3「自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱」

第2 更生医療の対象（一部抜粋）

- 2 更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が永続するものに限られること。また、更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるものに限られることから、当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により治療される部分に対しては、更生医療の対象にならないこと。内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのもは除くこと。

第2 更生医療の申請について

1 申請窓口

各市町村が実施主体となり、申請受付から支給決定までの事務を行います。

2 留意事項

- (1) 更生医療の支給を希望する者は、診療を受ける前に、市町村窓口で申請手続きを行い、事前に受給者証の交付を受ける必要があります。
- (2) 申請を受理した市町村は、県身体障害者更生相談所に医学判定を依頼し、判定意見を踏まえた上で、支給決定及び受給者証の交付を行います。
- (3) 一連の事務手続きには日数を要するため、更生医療の申請の際は、日にちに余裕をもって計画的に手続きを行うことが求められます。
- (4) 指定医療機関は、自立支援医療（更生医療）受給者証（以下「受給者証」という）の提示を受けて、有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならないとされています。

(参考)

○平成18年2月28日付け厚生労働省告示第65号

「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」

（診療開始時の注意）

第3条 指定自立支援医療機関は、障害者又は障害児の保護者から^(※)法第54条第3項に規定する医療受給者証（以下「受給者証」という）を提出して受診者の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第3 事務処理上配慮を必要とする申請について

身体障害者手帳を有し、障害固定の状況下で下記の手術が急を要し、事務処理上配慮を必要とする場合は、手術の実施日（市町村の閉庁日の場合は翌開庁日）までに市町村窓口への電話連絡日を仮受付日とし、手術の実施日の翌日から起算して30日以内に申請があることを条件に、仮受付日を申請受理日として取り扱うことができるように考慮します。

1 対象となる手術術式

(1) 心臓機能障害

- ア ペースメーカー（除細動器含む）植込術
- イ 人工弁移植術、弁置換術
- ウ 心臓移植術

- (2) じん臓機能障害
じん臓移植術
- (3) 肝臓機能障害
肝臓移植術
- (4) 免疫機能障害
抗H I V療法を行っているもの

第4 身体障害者手帳との同時申請を認める手術術式等

手術後に障害固定の蓋然性が高く、身体障害者手帳の認定基準を満たすものとして、下記の手術術式に対する身体障害者手帳との同時申請を認め運用します。

詳しくは、別添資料5「沖縄県身体障害者手帳・更生医療同時申請事務取扱要領（平成29年12月20日制定）」をご参照ください。

1 対象となる手術術式

- (1) 心臓機能障害
 - ア ペースメーカー（除細動器含む）植込術
 - イ 人工弁移植術、弁置換術
 - ウ 心臓移植術
- (2) じん臓機能障害
じん臓移植術
- (3) 肝臓機能障害
肝臓移植術
- (4) 免疫機能障害
H I V感染が確認され、抗H I V療法を開始するもの
※免疫機能障害については、早期の治療開始と途切れのない治療継続の必要性に配慮し、同時申請の対象とします。

2 実施時期

平成30年4月1日から運用開始

3 留意事項

- (1) 今回の運用開始に伴い、心臓機能障害に対する取り扱いが大きく変わりますが、その他の障害に係る変更点はありません。
- (2) 心臓機能障害では、今まで同時申請の対象として取り扱ってきた手術（経皮的冠動脈形成術等）が対象外となり、限定的な取り扱いに変更となりますので、ご注意ください。

資料2

【Q&A】集

【更生医療に関する Q&A】（問1～問7）

【同時申請の運用に関する Q&A】（問8～問13）

【身体障害者手帳事務手続きに関する Q&A】（問14～問18）

【関係機関との連絡調整に関する Q&A】（問19～問22）

【更生医療に関する Q&A】

問1 通常申請の対象として、疾病ではなく、固定された障害に対する医療と示されています。どのような症状としてとらえて申請を考えたらいいでしょうか。

更生医療の対象は、臨床症状が消退しその障害が永続するものとしています。いわゆる急激な病状の悪化や不安定な病状への治療の時期を経て、なお残存する症状を障害固定ととらえ、その固定された障害の除去・軽減のために施される医療を対象とします。

問2 内臓の機能の障害に対する更生医療の申請の際、内科的治療のみのものは除くと示されています。入院医療や通院医療との関係がありますか。

内臓の機能の障害については、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとされています。そのため、外科手術による入院加療をもって障害の除去や軽減を図る医療を更生医療の対象とします。退院後の通院による医療（例えば心臓機能障害に係るリハビリテーションや経過観察受診）は対象に含まれず、一般医療での対応となります。

ただし、通院医療のうち、心臓・じん臓・肝臓移植術後の抗免疫療法、じん臓機能障害における人工透析療法、小腸機能障害における中心静脈栄養法、免疫機能障害における抗HIV療法については、更生医療の対象として取り扱います。

問3 通常申請の方法として、計画的な事前の申請と示されています。例えば、手術日から遡って何日前までの申請であれば、計画的な事前の申請として取り扱ってもらえるのでしょうか。具体的な日数等、申請する際の目安となる時期や期限があれば教えてください。

本県では、更生医療に係る申請から支給決定までの標準処理期間は、行政機関としての閉庁日である土日祝日を除く45日と定められ、実質、土日祝日を含む通算期間として約2か月の標準処理期間となっています。

各市町村は、県身体障害者更生相談所に医学判定を依頼し、更生医療を支給するに適当か否かの判定意見を得る必要があります。通常、申請から支給決定の過程において、2か月程度の期間を要します。

慢性期における医療、固定された障害の除去及び軽減のための医療に対しては、あらかじめ立てた手術計画に応じた事前の申請が可能ですので、手術を受ける2か月前までには、ゆとりを持って市町村窓口で申請していただくよう申請希望者にご案内をお願いします。

指定医療機関においては、更生医療の対象となる医療内容を踏まえての速やかな更生医療意見書の作成交付方をお願いします。

問4 手術日直前であっても手術日までに間に合えば、事前の申請として受け付けてもらい、更生医療の支給は受けられますか。

近日中の手術予定であっても、事前の申請であれば市町村窓口で申請を受理することは可能です。

しかし、更生医療意見書において、急性増悪期の医療あるいは内科的治療と判断される場合等、更生医療の対象に含まない医療と判断される場合は、更生医療の支給対象に至らないことがあります。

市町村及び指定医療機関においては、その旨申請希望者に対して十分にご説明いただくようご協力をお願いします。

問5 今回、「更生医療における事務取扱について」の「3 事務処理上配慮を必要とする申請について」の項目について、該当する条件や手続きの取り扱いについて、詳しく教えてください。

○条件

- ・身体障害者手帳を有し、障害固定の状況下で手術が急を要し、事務処理上配慮を必要とする場合（例：移植希望登録中に死体ドナー（臓器提供者）が急に決定し、緊急に死体移植術を受ける者）
- ・地理的な条件（離島居住者）で直ちに申請することが困難な場合
- ・台風等災害により直ちに申請することが困難な場合
- ・その他市町村が事情を考慮するに相当と判断した場合

○申請手続き

手術等の実施日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに市町村への事前の電話連絡を行うことを条件に、手術等の実施日の翌日から起算して30日以内に下記の書類を提出すること。

その他必要書類（所得証明書等）については、個別に市町村で判断する。

- ・自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書
- ・更生医療意見書
- ・身体障害者手帳（提示）
- ・医療保険被保険者証（提示）

問6 身体障害者手帳を持っていますが、「要再認定」として既に過ぎた日付が記されています。2か月後に心臓の外科手術を受ける予定ですが、この手帳をもって更生医療の申請手続きは可能でしょうか。

身体障害者手帳における再認定は、ひとたび障害認定するも、今後、障害程度が変わり得ると判断される場合に、期日を設けて障害程度変更申請手続きを行っていただくために付しています。

この再認定として付された期日は、身体障害者手帳の有効期限を示すものではないため、障害福祉サービスを利用する根拠となり得ます。よって、既に再認定の期日を過ぎた身体障害者手帳であっても更生医療の申請は可能です。

問7 身体障害者手帳に、「要再認定」として既に過ぎた日付が記されています。どのような案内を行ったらよいでしょうか。

毎年、県及び各市町村から再認定の手続きを案内しても、手続きを行わない対象者が多数います。そのため、再認定の期日を過ぎている方から更生医療の申請を受理する場合、市町村窓口においては、申請対象となる手術を終えて3か月後の障害固定とみなされる時期に、必ず身体障害者手帳再認定手続きを行うことを条件提示する等、申請指導を強化するようお願いします。

市町村と指定医療機関との連携強化を図ることも大切です。身体障害認定基準に該当しない対象者に対する身体障害者手帳の自主返還手続きについても併せて周知を図るよう適切な対応をお願いします。

(参考：援護の実施機関における再認定の取り扱いについて)

○身体障害者福祉法 第17条の2第1項

○平成12年3月31日障第276号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知

「身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて」

【同時申請の運用に関する Q&A】

問 8 更生医療における通常申請と同時申請の違いは何ですか。

○通常申請

18歳以上で、かつ身体障害者手帳にて更生医療の対象となる障害の認定を受けた者が、その対象となる障害の除去や軽減を目的とする医療を受けるために、事前に行う一連の申請手続きのことです。

医療を受ける際は、市町村にて支給認定時に交付される自立支援医療（更生医療）受給者証を指定医療機関にて提示することが必要です。そのために、医療を受ける前に、一連の事務手続きを行うことが求められます。

○同時申請

更生医療と身体障害者手帳の申請を同時に行うことです。本来、更生医療は、身体障害者手帳を所持している方のみ申請できる制度ですが、一部の機能障害及び手術術式に限り、身体障害者手帳と更生医療の申請を同時に行うことを認めています。

問 9 同時申請を認める手術術式を定めた根拠を教えてください。

従来から同時申請の対象として取り扱っていた冠動脈バイパス術、大動脈解離手術、P C I（P T C A）等は、治療により改善する可能性が高く、発症と同時期に身体障害者に該当するとは限りません。

そのため、身体障害者認定基準により、障害が永続するとされているペースメーカー（除細動器含む）植込術、人工弁移植術、弁置換術、心臓移植術、じん臓移植術、肝臓移植術、H I V感染が確認されて抗免疫療法を開始するものに限り、特例として同時申請を認め運用することにしました。

問 1 0 今回の新たな同時申請の運用開始にあたり、今までの運用方法に基づく申請は、いつまで受け付けてもらえますか。

現行の運用方法により同時申請の対象として認めている手術については、平成30年3月31日（土）施行予定の手術に対して、翌開庁日の平成30年4月2日（月）午前中までに各市町村から県身体障害者更生相談所あてファクシミリにて仮受付の事前連絡を済ませたものまでを申請受理の対象として取り扱います。

平成30年4月1日（日）以降に予定される手術については、本通知に基づき、変更後の新たな運用方法により取り扱います。

問 1 1 今回の新たな同時申請の運用開始にあたり、手術日の翌日から30日を経過した申請については、同時申請仮申請が取り消されて、通常申請での取り扱いになることについて教えてください。なぜ30日と決められているのでしょうか。

本来は、手術日以降に身体障害者手帳の申請と更生医療の申請を行うことは認められません。しかし、心臓の弁置換手術等、一部の手術は、身体障害認定基準上、手術を受けたことをもって手術直後に障害認定が可能なものもあります。それらの手術等に限り、今回、特例的に運用方法を定めて開始することから、申請受付の期限を設けることを一つの条件とし、特段かつ最大限の配慮をもって運用することにしました。

問 1 2 今回の新たな同時申請の運用開始にあたり、市町村窓口への同時申請仮申請の方法をファクシミリ送信としたのはなぜでしょうか。

新たな同時申請は、まず仮申請を前提に、書類一式を手術後に受理することから、仮申請が行われた事実を書面により確認する必要があります。

申請希望者が市町村窓口へ直接出向いて、「(仮)申請書」に記入し提出していただくことが基本ですが、ファクシミリ送信は、その手続きが緊急的な手術を受けることで、申請希望者自らが市町村窓口に出向いて行うことが困難な事案があることを想定し、申請希望者あるいは代理人からの仮申請を認める取扱いです。

ファクシミリ送信による仮申請は、申請希望者の申請意思をいつ、どこで、誰が、確認し申請するに至ったのか、一連の手続きの過程が書面として保管されることで、明確に確認できる利点があります。ファクシミリの送受信履歴をもとに、連絡日を確実に確認することができ、仮申請の連絡の有無をめぐる市町村窓口でのトラブルを未然に防ぐことにも役立ちます。

申請希望者が安心して申請することができるように配慮しての取扱いですので、ご理解とご協力をお願いします。

問 1 3 市町村窓口への同時申請仮申請について、市町村窓口へファクシミリ送信するように申請者に対して案内する際の注意点を教えてください。(指定医療機関より)

○市町村窓口の連絡先(電話番号、ファクシミリ番号)及び送信確認に関するご案内

県内市町村障害福祉担当課の窓口連絡先については、下記のホームページ掲載先をご参照ください。

ファクシミリ誤送信に十分にご注意のうえ、送信後は、相手先に書類が正しく届いているかを必ず確認するようご案内をお願いします。(送信結果表の印刷が可能な機種をご利用の場合は、印刷して手元に控えていただくようご案内ください。)

なお、申請者または代理人より、指定医療機関から市町村窓口へ「(仮)申請書」を送信してほしいとの相談を受けた際は、指定医療機関を経由して市町村窓口へ送信していただけるようご協力をお願いします。

<県内市町村窓口連絡先一覧>

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課ホームページより 「指定障害福祉サービス事業者等のページ」
→出先機関・県内41市町村→・市町村→「・県内41市町村（障害保健福祉担当課一覧）」
<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/keikaku/city/41.html>

○市町村窓口への開庁日及び開庁時間内のファクシミリ送信に対するご案内

書類は大事な個人情報になりますので、紛失防止のためにも、市町村窓口で対応することができる開庁時間内に送信連絡していただくようご案内をお願いします。

【身体障害者手帳事務手続きに関する Q&A】

問14 同時申請で手術術式対象外（PCI等）となった身体障害者診断書・意見書（以下「診断書」と言う）を通常申請として申請する際に提出することはできますか。

身体障害者手帳の通常申請の場合、障害固定の概念から、発症または術後一定の経過観察期間を経て行った検査所見にて認定を行っています。

術前所見又は術後すぐの検査所見では認定できません。そのため心臓機能障害に関しては、手術から3か月を経過した後の検査所見による診断書の提出をお願いします。

問15 同時申請対象のペースメーカー植込み術や死体腎移植を受けた際、手術日から3日経過して記載された診断書でも同時申請として取り扱ってもらうことは可能ですか。

身体障害者手帳の交付日は、診断書記載日以降となるため、手術に対する更生医療は適用外となります。

「沖縄県身体障害者手帳・更生医療同時申請事務取扱要領（以下「事務取扱要領」と言う） 第2事務手続 1 申請者による事務手続 （3）留意事項②」により、「同時申請における診断書の記載日は手術等の実施日」とされています。

市町村窓口では、仮申請書記載「手術予定日」、申請書記載「手術日」、診断書記載「診断年月日」を十分に確認することが求められます。

問16 体外式ペースメーカーは同時申請の対象になりますか。

植え込み式ではないため、対象外です。

身体障害者手帳は、身体障害認定基準によって障害等級が認定されます。その手術施行により心臓機能障害と認定できるものは、「ペースメーカーを植え込んだ者」と表記されています。

(参考)

○植込み型ペースメーカーの種類

AAIペースメーカー、VVIペースメーカー、VDDペースメーカー、DDDペースメーカー

○植込み型除細動器（ICD）の種類

VVI型ICD、DDD型ICD

問17 弁形成術は同時申請の対象になりますか。

対象外です。

身体障害認定基準では、「人工弁移植または弁置換をおこなったもの」と表記されています。

問18 生体腎移植予定日まで日にちに余裕がありますが、診断書の記載は移植手術を行う日まで待った方がよいのでしょうか。
(指定医療機関より)

同時申請による認定交付を前提に考えると、移植の施術の事実確認をもって移植日同日付で交付を行う必要がありますので、診断書の記載は、移植手術を行った日での記載となります。

ただし、生体腎移植は、手術日からみると、通常、1～2か月前には手術の日程が組まれますので、手術日程を組む時点で既に身体障害認定基準に該当する場合は、通常申請として身体障害者手帳の申請手続きを早めに行うようにご案内をお願いします。

また、死体腎移植（献腎移植）についても、ドナー登録を行う時点で、既に身体障害認定基準に該当する場合は、通常申請として申請していただけるよう診断書の記載と交付をお願いします。

なお、心臓移植及び肝臓移植についても同様に対応していただくようお願いします。

【関係機関との連絡調整に関する Q&A】

問19 ペースメーカー植込み術を予定する方からご相談を受けました。身体障害者手帳を持っていないため、同時申請ができればと考えているようですが、更生医療では所得で該当しない場合があるとの情報を聞き、ご心配の様子です。手続きを説明する際の留意点を教えてください。
(指定医療機関より)

一定所得以上の方は、更生医療に該当しない場合があります。その場合には、身体障害者手帳との同時申請はできません。

所得の情報は、申請を希望する方の大事な個人情報になります。緊急に手術を控える申請希望者に代わって医療機関がお住まいの市町村窓口にお問い合わせしても回答は得られません。

所得情報の確認は、市町村窓口で更生医療を申請する際の同意書に基づき行います。直接ご本人ご家族からお住まいの市町村窓口に出向いて申請する際に、お問い合わせいただく必要があります。

問20 更生医療の所得の条件として、申請対象の所得の範囲内でも、さらにいくつかの所得区分に適用が分かると聞いています。申請手続きを案内する際の留意点を教えてください。
(指定医療機関より)

更生医療の所得区分については、申請対象外とされる一定所得以上の区分を除き、申請対象の所得区分として、低所得区分、中間所得に該当する区分が設けられています。

そのうち、中間所得区分に該当する場合の医療費自己負担上限額は、医療保険での自己負担限度額と定められており、負担額に変わりがありません。

現在、各医療保険では、医療機関窓口での支払いに対して、高額療養費制度の他、自己負担限度額までにとどめることができるように、「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」による負担軽減の制度が設けられています。

更生医療と医療保険制度の適用順序においては、まず医療保険における給付が優先されます。そのため、中間所得区分に該当する場合はもとより、所得区分に関わらず、先だって各医療保険による「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の申請手続きを広くご案内いただき、医療機関窓口での支払いに対する負担軽減を図ることができるようにご案内をお願いします。

(参考：医療保険における高額療養費制度と「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」について)

○高額療養費制度

暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度。

○限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

事前に所得区分の認定証を発行してもらうことにより、医療機関の窓口での支払いを負担の上限額までにとどめることができる制度。認定証の発行により、一度に用意する費用が少なく済みます。また、高額療養費が医療機関や薬局に直接支払われるため、加入する医療保険に対して、事後に高額療養費の支給申請をする手間が省けます。

問21 身体障害者手帳と更生医療の同時申請の対象となる手術等が予定される患者家族への対応や市町村窓口との対応について、どのような点に留意する必要がありますか。
(指定医療機関より)

本県では、同時申請を特例として運用するにあたり、今回、事務取扱要領を定めました。それに基づき、平成30年4月1日以降に手術が予定される方に対しては、手術予定日までに市町村への仮申請を行っていただく必要があります。また、仮申請の有無により申請受理の可否を判断します。

そのため、対象者への制度の周知及び申請希望者に対する市町村窓口への申請案内をお願いします。緊急の場合は、市町村へのファクシミリによる当該申請に係る事務手続き等ご協力をお願いします。

なお、申請希望者又はその代理人から市町村に仮申請する際の受付は、手術等の実施日までを期限として取り扱いますので、ファクシミリ送信の際は十分にご注意ください。市町村の閉庁時に緊急に手術等を実施した場合は、翌開庁日の午前まで期限を延長する取り扱いとなります。

仮申請を含む申請の流れについては、「身体障害者手帳及び更生医療（仮）申請書」裏面の「身体障害者手帳・更生医療同時申請事務手続きフロー図」をご参照ください。

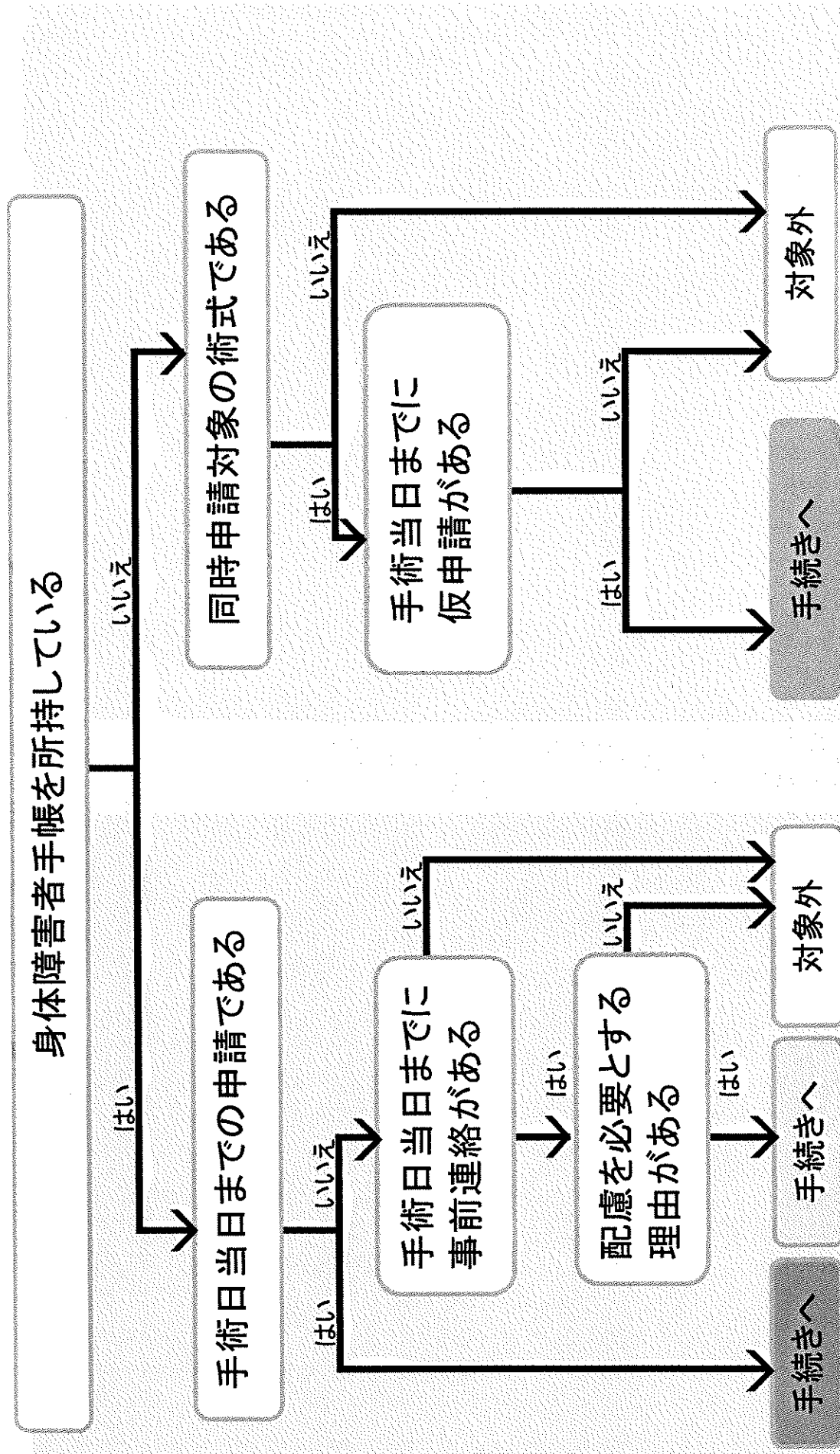
問22 同時申請に係る「身体障害者診断書・意見書」及び「更生医療意見書」について、市町村窓口への仮申請が受理されたら、手術後いつ記載して交付されたものでもよいのか、手術後であれば、いつでも市町村窓口で書類を受け付けてもらえますか。

書類の記載は、「事務取扱要領 第2 事務手続 1 申請者による事務手続 (3) 留意事項②」により、「同時申請における診断書の記載日は、手術等の実施日」とされています。更生医療意見書についても同様に取り扱いますので、ご注意ください。

市町村窓口での書類の受付についても期限を定めています。「事務取扱要領 第2 事務手続 1 申請者による事務手続 (3) 留意事項③」により、「手術等の実施日の翌日から起算して30日以内に、前述(2)に定める書類の提出を行わない場合は、申請者が同時申請を取り下げたものとみなす。」とされています。よって、記載作成後は、すみやかに交付していただき、期限内に申請希望者が申請できるようにご協力をお願いします。

更生医療および同時申請フロー図

資料3

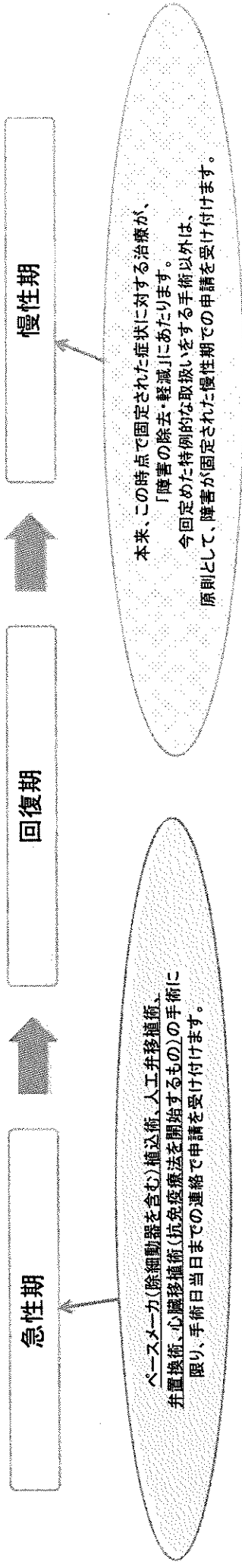


※資料1「更生医療における事務取扱について」参照

※資料5
「沖縄県身体障害者手帳・更生医療同時申請事務取扱要領」参照

資料4

心臓機能障害に係る更生医療の事務取扱について



◎平成30年4月1日から

◎今までは

身体障害者手帳 (心臓機能障害) あり	手術日当日 までの連絡	すべての 心臓手術	申請 ○
身体障害者手帳 (心臓機能障害) なし			

申請の可否	適用開始日
○	申請受理日 以降
○	手術日 以降
×	

身体障害者手帳 (心臓機能障害) あり	原則として、手術計画に 応じた事前の申請 (通常1~2か月前の申請)	すべての心臓手術 ※ただし、手術が急を要し事務処理上配慮を要する 場合は、支給開始日を申請受理日以降として差し支 えない。 (手術例)ペースメーカー植込み術(交換術を含む)、 人工弁移植術、弁置換術、心臓移植術
身体障害者手帳 (心臓機能障害) なし	手術日当日までの (仮)申請	ペースメーカー(除細動器を含む)植込み術、 人工弁移植術、弁置換術、心臓移植術
※同時申請		上記以外の手術

※「手術日当日までの(仮)申請」について、市町村の閉庁時に手術等を実施した場合は、翌閉庁日の午前まで延長するものとします。

沖縄県身体障害者手帳・更生医療同時申請事務取扱要領

〔平成29年12月20日
制 定〕

第1 基本的事項

1 目的

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項に基づく自立支援医療費(更生医療)(以下単に「更生医療」という。)の支給認定に係る具体的な事務処理については、平成18年3月3日付け障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙1の自立支援医療費通則実施要綱(以下「通則」という。)及び同別紙3の自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱(以下「認定要綱」という。)により実施している。
- (2) 更生医療の支給申請に当たっては、身体障害者手帳の写しを添付の上、市町村長に申請することとされているが(認定要綱第3の1)、身体障害者手帳の交付又は再交付申請と更生医療の支給申請を同時に行うこと(以下「同時申請」という。)が必要となる場合があることから、その具体的な事務処理について本要領で定める。

2 対象

- (1) 同時申請は、次の要件を全て満たす場合に限り、認めるものとする。
- ① 身体障害者手帳の認定基準等に照らし、身体障害者手帳を交付される蓋然性が高いこと
 - ② 更生医療の支給がなければ生命に関わり、かつ、事前に身体障害者手帳の交付を受ける暇がないこと
- (2) 同時申請の対象となる手術等(以下「手術等」という。)の例は、次の通りであること。

障害名	手術等の例
心臓機能障害	ペースメーカー(除細動器含む)植込術、人工弁移植術、弁置換術、心臓移植術(抗免疫療法を開始するもの)
じん臓機能障害	じん臓移植術(抗免疫療法を開始するもの)
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	HIV感染が確認され、抗HIV療法を開始するもの
肝臓機能障害	肝臓移植術(抗免疫療法を開始するもの)

第2 事務手続

1 申請者による申請手続

(1) 事前連絡

同時申請を希望する者又はその代理人（以下「申請者」という。）は、手術等の実施日までに、市町村に対し、別添様式（身体障害者手帳及び更生医療（仮）申請書）により、ファクシミリにて事前連絡を行う。

(2) 同時申請

申請者は、手術等の実施日の翌日から起算して30日以内に、身体障害者手帳の交付申請書及びその添付書類、並びに更生医療の支給申請書及びその添付書類を市町村に提出する。

(3) 留意事項

① 手術等の実施日までに市町村に対する事前連絡がない場合は、同時申請を行うことはできない。ただし次に該当する場合は、市町村に対する事前連絡の期限を、手術等の実施日の翌日（市町村の開庁日）の午前まで延長するものとする。

ア 市町村の開庁日に、緊急に手術等を実施した場合

イ 同時申請を希望する旨の意思確認に不測の期間を要した場合

② 同時申請における診断書の記載日は、手術等の実施日とすること。

③ 手術等の実施日の翌日から起算して30日以内に、前記(2)に定める書類の提出を行わない場合は、申請者が同時申請を取り下げたものとみなす。

2 市町村による受付等

(1) 事前連絡の受付等

市町村は、前記1(1)の事前連絡を受けたときは、翌日（閉庁日に事前連絡があったときは、翌開庁日）までに、提出のあった身体障害者手帳及び更生医療（仮）申請書に必要事項を記入した上、沖縄県身体障害者更生相談所に対しファクシミリにて送付する。

(2) 同時申請の受付等

市町村は、身体障害者手帳の交付申請及びその添付書類、並びに更生医療の判定依頼書及びその添付書類について、それぞれ所定の基準等に従って審査し適当と認めたときは、沖縄県身体障害者更生相談所あてに判定依頼書その他の必要書類を送付する。

(3) 留意事項

① 身体障害者手帳の交付（再交付）申請に当たり、提出すべき書類は次のとおりであること。

ア 身体障害者手帳交付申請書（備考欄に、同時申請である旨及び手術日を朱書きすること）

イ 別添様式（身体障害者手帳及び更生医療（仮）申請書）の写し（身体障害者更生相談所により受理確認された旨の記載があること）

ウ 身体障害者診断書・意見書

エ 写真

オ 本人確認証明書（必要に応じ提出すること）

② 更生医療の判定依頼に当たり、提出すべき書類は次のとおりであること。

ア 判定依頼書（備考欄に、同時申請である旨及び手術日を朱書きすること）

イ 更生医療の判定に関する医師意見書

ウ 身体障害者診断書・意見書（前記(3)①ウ）の写し

エ 再交付申請の場合は既存の手帳の写し

オ 本人確認証明書（必要に応じ提出すること）

3 身体障害者更生相談所の事務手続に係る特記事項

(1) 事前連絡の受理確認

身体障害者更生相談所は、市町村から別添様式（身体障害者手帳及び更生医療（仮）申請書）を受信した後、確認した旨の記載を行い、市町村へファクシミリにて返信すること。

(2) 更生医療の判定書における記載事項

身体障害者更生相談所は、更生医療の適否判定を行い、相当と認めた場合には、判定書に「処理に緊急を要したとして、給付の決定を申請受理日以降とすることは差し支えない」と記載し送付すること。

4 市町村による給付決定

市町村は、身体障害者更生相談所による身体障害者手帳の交付及び更生医療の判定書を踏まえ、更生医療の給付を決定すること。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別添様式

身体障害者手帳及び更生医療(仮)申請書

(あて先) _____ 市福祉事務所長・町村長

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者(代理人) : _____

申請者との関係 : _____

身体障害者手帳及び更生医療の同時申請を予定しているため、下記の通り申し込みます。手術実施日の翌日から30日以内に申請書類一式をそろえ申請しますので、取り計らいをお願いします。

申請者	
生年月日	
医療機関名	
手術予定日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
術式	<input type="checkbox"/> ペースメーカー等 <input type="checkbox"/> 弁置換 <input type="checkbox"/> 抗免疫療法開始 <input type="checkbox"/> 移植(心・じん・肝) <input type="checkbox"/> その他(_____)

※下記は市町村及び沖縄県身体障害者更生相談所が記入します。

受付票

沖縄県身体障害者更生相談所 ⇄ _____ 市福祉事務所長・町村長

市町村・受理印	担当者	
	電話番号	
	FAX番号	
	身体障害者手帳	なし・あり(_____ 第 _____ 号)
	<input type="checkbox"/> 心臓機能 <input type="checkbox"/> じん臓機能 <input type="checkbox"/> 肝臓機能 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> その他(_____)	

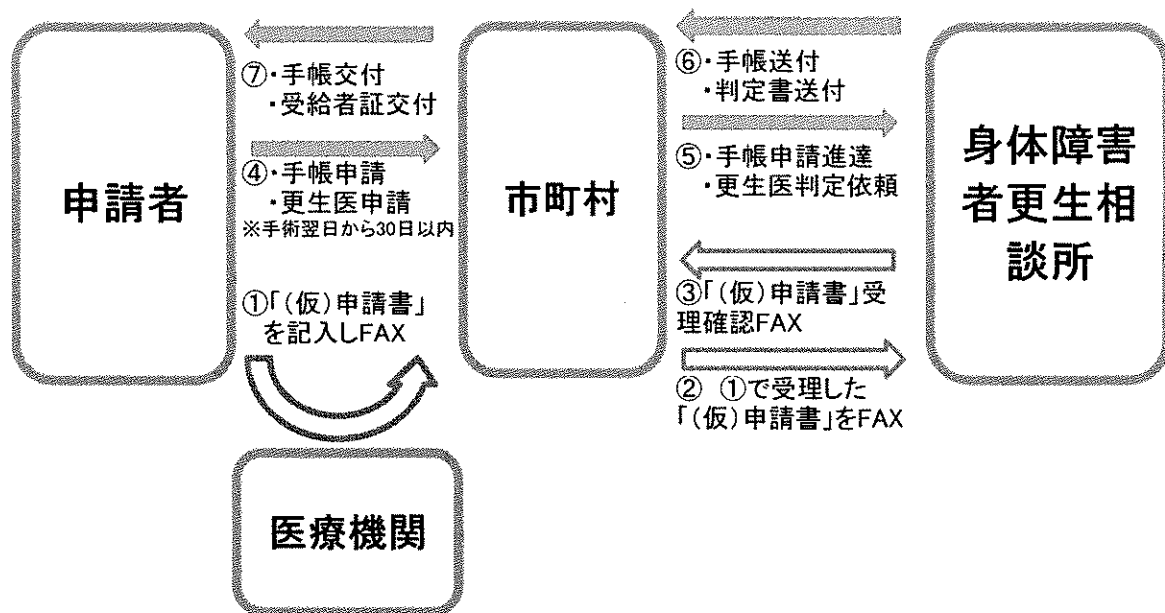
仮受付を完了しました。

【留意点】

1. 代理人とは、家族・親族を想定しているが、急を要する場合はその限りではない
2. (仮)申請書のFAX送受信についてはプライバシーに十分配慮し連絡調整を行うこと

身体障害者更生相談所確認欄
確認済・術式対象外

身体障害者手帳・更生医療同時申請事務手続きフロー図



申請者様

- ◎同申請書は「(仮)申請書」となっています。
- ◎「(仮)申請書」に記入された手術日に変更がある場合は、再度、同様の手続きを行う必要があります。後日、「(仮)申請書」の手術予定日と、診断書に記載された手術日に整合性がとれない申請については無効となりますので留意ください。
- ◎手術後すみやかに、お住まいの市町村の障害福祉窓口にて、身体障害者手帳交付申請及び更生医療支給申請手続きを行って下さい。(フロー図④)
- ◎手術実施日の翌日から起算して30日以内に申請書類の提出がない場合は、同時申請「(仮)申請書」は取り下げとみなします。

医療機関の担当者様

- ◎更生医療同時申請は、手術予定日までに事前の申請が必要となります。(フロー図①)手術を予定している申請者への制度の周知及び市町村窓口での申請手続きの促しをお願いします。緊急の場合は、FAXによる当該申請に係る事務手続き等の御協力をお願いいたします。
- ◎手術日が変更になった場合は、その都度、「(仮)申請書」への記入申請が必要となります。

市町村の身体障害者手帳及び更生医療担当者様

- ◎「(仮)申請書」は、進達の際に提出を要する重要な書類です。身体障害者更生相談所確認欄に「術式対象外」と記載されたものは同時申請対象外となります。
- ◎手術予定日と実際の手術実施日(診断書の日付)が一致しているかの確認をお願いします。
- ◎手術実施日の翌日から30日を経過した申請書は審査対象外となります。
- ◎同時申請が認められなくても、身体障害者手帳に関しては通常申請で申請することが可能です。申請者の方へ申請手続きに関する周知をお願いします。